

項 目	キャラクター付商品の取り扱いについて
<p>1 内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弊社（A社：届出事業者）は、製品（例：「電気掃除機（電動応用機械器具）」）を、販売業者（B社）に販売します。</li> <li>・B社が製品にキャラクターを印刷し、景品等として消費者に譲渡します。</li> <li>・「電気用品の範囲等の解釈」において、電気用品に規定面積（投影面積比1/16）以上のキャラクター等を印刷・表示すると、特定電気用品の「電動式おもちゃ」として取り扱うことが規定されています。</li> </ul> <p>質問1：規定面積（1/16）を超えるキャラクターを表示した場合、「電動式おもちゃ」の製造事業者は販売業者B社と考えて良いですか？</p> <p>質問2：規定面積（1/16）以下のキャラクターを表示した場合、「電動式おもちゃ」にならないが、外郭に追加工を施した販売業者B社が製造事業者と考えると良いですか？</p>	
<p>2 回 答</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回答1：B社は、「電気掃除機」に対しキャラクターを印刷して「電動式おもちゃ」に改造しているので製造事業者になる。電気用品安全法の特定電気用品「電動式おもちゃ」に係る義務を履行し電気用品の表示を行い販売（頒布）することが必要となります。</li> <li>・回答2：B社による加工は、A社の電気掃除機の仕様の変更が伴わないため、B社は、製造事業者とはなりません。</li> </ul>	